

2016 年合格目標

TAC 行政書士講座

H27 年度本試験 出題傾向から考える これからの試験対策

《セミナーの内容》

1. 平成27年度・本試験の出題傾向
2. 平成28年度・本試験対策法

《初学者向け学習戦略》

《受験経験者向け学習戦略》

《効果的な問題演習法》

1. 平成27年度・本試験出題傾向（講評）

2. 平成28年度本試験対策法

⇒ **基本（過去問知識）を修得し、アウトプットを繰り返す！**

《初学者向け学習戦略》

鉄則）時間の管理と INPUT・OUTPUT をこまめ繰り返すこと！

難しい問題や、他資格の問題などに手を広げない。

カギ）インプット時間をどうやって押さえるか。

① 時間の管理

- ・ 1週間で勉強に割くことができる時間は、週_____時間。

1	11月15日（日）～	残り52週
	12月6日（日）～	残り49週
16	1月3日（日）～	残り45週
	2月7日（日）～	残り40週
	3月6日（日）～	残り36週
	4月3日（日）～	残り32週
	5月1日（日）～	残り28週
	6月5日（日）～	残り23週
	7月3日（日）～	残り19週
	8月7日（日）～	残り14週
	9月4日（日）～	残り10週
	10月2日（日）～	残り 6週
	11月13日（日）	行政書士本試験

② 多く出題される部分に多くの時間を割くのが効率的です。

【法令科目】（81.3% 244／300） 残り時間×約 0.82＝法令の残り時間

- ① 基礎法（ 2. 6 % 8 点）残り時間× 2. 6%＝基礎法学の残り時間
- ② 憲 法（ 9. 3 % 2 8 点）残り時間× 9. 3%＝ 憲 法の残り時間
- ③ 行政法（3 7. 3 % 1 1 2 点）残り時間×37. 3%＝ 行政法の残り時間
- ④ 民 法（2 3. 3 % 7 6 点）残り時間×25. 3%＝ 民 法の残り時間
- ⑤ 商 法（ 6. 6 % 2 0 点）残り時間× 6. 6%＝ 商 法の残り時間

【一般知識等】（18.6% 56 点） 残り時間×約 0.18＝一般知識の残り時間

- ① 政経社（ 9. 3 % 2 8 点）残り時間× 9. 3%＝ 政経社の残り時間
- ② 情報等（ 5. 3 % 1 6 点）残り時間× 5. 3%＝ 情報等の残り時間
- ③ 文 章（ 4. 0 % 1 2 点）残り時間× 4. 0%＝文章理解の残り時間

③ インプット、アウトプットを同時並行で繰り返す

《受験経験者向け学習戦略》

鉄則）INPUT 時間を極限まで絞り込む！やるべきことの明確化！

基本に忠実に。知識がないのではなく正確性が不十分。

カギ）アウトプット教材をどのように取捨選択し、演習するか。

記述用・択一用というような区別を作らず、広く浅くを徹底する。

① 過去問の重要性

アウトプット教材で基本となるのが、過去問です。これが、行政書士試験における、基本知識となります。まずは、徹底的な過去問マスターです。

② 問題演習の重要性

合格できなかった人に足りないものは問題演習です。

アウトプットは時間がかかりますので、問題をたくさん解くためには、インプットに割く時間を極力減らす必要があります。

③ 前年のアドバンテージをフルに生かす！

初学者との違いは、既に完成しているところがあるということです。

その部分は時間を割く必要がありません。

つまり、インプットを改めてする必要はありませんし、いきなり問題演習に突入できるということです。

到達点として、択一・多肢のみで150点～160点を目指す。

以 上

平成 27 年度本試験講評

1. 総 評

今年の本試験は、出題形式は例年の傾向を踏襲したものでした。記述式も解答分割型はなく、4 5 マス問題が 3 問でした。あとは、個数問題が 1 問もなかったことが特徴といえます。

難易度は、標準レベルです。昨年は、合格点の是正措置が施されるほど難しかった年でしたが、それに比べると易化したといえます。ただし、例年の難易度に比べれば標準レベルです。

科目別・形式別では、行政法が択一も多肢選択式も記述も易しく、反対に、民法は、昨年ほどではないですが、択一も記述も難しかったといえます。行政法で 8 割程度の得点を積み上げ、他の科目で 5 割程度の得点ラインを守る。これが合格者の得点モデルといえるでしょう。行政法での失点が重なってしまうと、他の科目での挽回が難しくなりますので、行政法の出来不出来が合格に大きく左右する問題だったといえます。

全体の合格率は、昨年同様、8 パーセント前後と予想します。

2. 法令・5 肢択一式

【基礎法学】

第二次世界大戦後の日本の法変動と裁判形式に関する問題が出題されました。いずれも難問といえます。得点できなくても、ここでの失点は大勢に影響しないでしょう。

【憲法】

問題 3 外国人の人権、問題 6 の司法権の限界、問題 7 の財政の 3 問は、ヤマもしくは典型テーマであり、また、内容的にも易しい問題でした。これに対して、問題 4 は、生存権的基本権の自由権的側面、社会権的側面を問う問題、また、問題 5 も、マイナーな 9 条に関する問題で、判旨を入念に読んでおかなければ確実に正解できない問題のため、いずれも難問といえます。

合格には、5 問中 3 問は得点しなければならない問題といえます。

【行政法】

行政法は典型テーマがほとんどを占めており、択一 19 問中 16 問以上は得点したい問題です。

まず、問題 8～10、問題 24～26 の一般的な法理論についてですが、問題 24 で国家行政組織法について問われており難問ですが、その他は標準的な問題でした。

つぎに、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法の問題 11～20 の 10 問は、全て平易な出題です。個数問題はなく、単純正誤問題（問答形式の問題 13 も含む）が 8 問、組合せ 2 問、という出題形式も、難易度を易くしています。この 10 問は得点すべきです。

地方自治法の 3 問ですが、問題 22 の空欄エ・オが、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の知識を問うもので、ここを確実に正解できた方は少なかったのではないのでしょうか。問題 21・23 は、住民訴訟と、条例・規則という重要事項を問う問題でしたので 3 問中 2 問は正解できた問題といえます。

【民法】

昨年に比べて易化したとはいえ、今年も民法は難しい内容になっています。9問中4～5問の得点ラインを確保できれば目標クリアといったところです。

総則の問題27の制限行為能力者、問題28の意思表示は典型問題です。特に難しい肢もなく、この2問は正解すべき問題です。

物権の問題29の相隣関係はマイナーテーマな上、正解肢1は過去出題がありませんので難問です。問題30の留置権は担保物権ではマイナーではありますが、正解肢は比較的簡単でしたので正解したい問題です。

債権はいずれも難問です。問題31の代物弁済ですが、「弁済」という括りではメジャーといえますが、弁済の中ではすこし細かい「代物弁済」の詳細が問われており、一気に難易度が上がっています。問題32の弁済の提供と履行遅滞に関する問題は、事例の読み間違いや、読み飛ばしをしないよう注意力が求められる問題になっています。また、問題33は死因贈与の知識までが問われており、受験生はなかなか手が回らないところですから、得点は難しかったといえます。問題34の過失相殺も、養育費が逸失利益から控除されるかという細かい知識を問う問題でした。

物権、債権はメジャー論点を外してきており、確信をもって得点できる問題がほとんどありませんでした。難問ぞろいです。

親族相続ですが、三年連続で親族からの出題です。今年は記述式も親族法からの出題だったことを考えると、親族・相続が交互に出題されるといった法則が完全に崩れたと言ってもよいかもしれません。親族・相続どちらに偏ることなく、一通りは学習すべきといえます。

【商法】

商法問題36の出題テーマは運送営業・場屋営業でした。また、会社法は、問題37・39・40はいずれの肢も正誤判断が難しい問題でした。単元株の知識を問う問題38を得点できればよしでしょう。標準、もしくは、やや難しい問題でしたので、5問中2問正解できればベストでした。

3. 法令・多肢選択式

多肢選択式は、一部挿入しづらい空欄もありますが、全体的には、知識や、文脈によって、合計20点以上は望める内容でした。問題41は、文脈から、比較的容易に空欄を埋めることができるでしょう。つぎに、問題42ですが、行政手続法の改正点が出題されており準備をしている方も多かったのではないかと思います。問題43は、「社会通念上」「特段の事情」という判例によく出てくるフレーズを思い出せたか、判例を日ごろから読んでいるかどうかで得点の可否が決まる問題でした。問題41は6点、問題42は8点、問題43は6点、合計20点は得点したいところです。

4. 法令・記述式

記述式ですが、行政法は易しいですが、民法は難しいといえます。

まず、行政法の問題44ですが、原処分主義は、昨年の択一式問題での出題を始め、過去択一式で複数回出題されているところですし、行政事件訴訟のなかでは必ず理解しておかなければな

らない原則です。そのため、書けた方は多かったと考えられます。キーワードとしては「裁決固有の瑕疵」が思い出せたかどうかです。得点としては14点以上、満点も不可能ではない問題でした。

次に、民法の問題45は、占有の性質の変更に關する185条の条文知識を問う問題です。この条文自体は理解が難しいものではありませんが、行政書士試験における出題は一度もないため、記述式対策として準備されていた方は少なかったのではないのでしょうか。条文知識の記憶を頼りに「新たな権原により占有を始める」というキーワードを書ければよしとすべき問題です。6点～10点が目標点といえます。

更に、民法の問題46ですが、親族法からの問題でした。「嫡出否認の訴え」と、その内容を問う問題です。択一知識としては、TAC予想答練・第2回・問題35で出題していますし、また、過去問でも、複数回出題されているところですので、択一知識を思い出して、得点につなげられるかどうか勝負です。「相手」「いつまで」「どのような手続」それぞれについて、「B又はC」「夫が子の出生を知った時から1年以内」「嫡出否認の訴え」のキーワードで、どこまで部分点を積み上げられるか、という問題です。条文問題ですが、この問題も、問題45と同じく、記述式対策として準備されていた方は少なかったのではないかと予想されます。また、今年は相続が出題のヤマだっただけに、準備が不十分だった方も多かったと思われます。6～10点程度、得点できればよい問題です。

以上からすれば、合格者レベルで、3問合計30点前後の得点になるのではないかと思います。

5. 一般知識

一般知識科目では、問題47の国際連合・国際連盟、問題48の選挙制度、問題50の日本経済、問題53の高齢者と、オーソドックスなテーマの問題であり得点したいところです。また、個人情報保護・情報通信分野では、個人情報保護法からの出題はありませんでしたが、問題55の肢5や、問題57の肢3など、常識的な観点から答えを導き出せるものも多く、難易度的には標準的もしくはやや易しい問題だったと言えます。文章理解も論理的にきれいな文章が素材となっており、難解な言葉もなく、易しめの問題でした。2問は得点したいところです。

情報通信3問、文章理解2問得点し、それに政治経済社会で難問積み上げられるか。14問中、8問～9問取れば理想的です。

以上となります。